

様式例（消費者契約法第 31 条第 3 項第 6 号及び消費者契約法施行規則第 25 条関係）

○収入の明細その他の資金に関する事項，寄附金に関する事項その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

1. 全ての収入について，その総額及び会費等，被害回復関係業務による事業収入，被害回復関係業務以外の業務による事業収入，借入金その他の収入別の金額(消費者契約法施行規則第 25 条第 2 項第 1 号関係)

収 入 総 額	16,137,758 円
う ち 会 費 等	15,535,000 円
うち消費者契約法施行規則第 21 条第 1 項第 8 号イに規定する会費等	15,535,000 円
うち消費者契約法施行規則第 21 条第 1 項第 8 号ロに規定する寄付金	0 円
うち被害回復関係業務による事業収入	78,000 円
うち被害回復関係業務以外の業務による事業収入	458,000 円
う ち 借 入 金	0 円
うちその他の収入	66,758 円

注 1 用紙の大きさは，日本産業規格 A 列 4 番とすること。

- 2 「会費等」とは，消費者契約法施行規則第 21 条第 8 号にいう「会費，寄附金その他これらに類するもの」であり，法人の社員として社員総会における表決権を有する者のほか，定款等に基づき当該団体の会員とされる者の地位に基づき当該団体の会員とされるもの（会費）及び納入等をする者の任意に基づき直接の反対給付がなく納入等されるもの（寄附金）その他これらに類するものをいい，「正会費」「賛助会費」「支援金」「カンパ」「賛同金」など名称を問わない。

2. 会費等について消費者契約法施行規則第25条第2項第1号イ（同条第1項第1号イに係る部分に限る。）に掲げる事項

(1) 会費等の種類ごとの総額、会費等関係規定、納入等をした者の総数及び個人又法人その他の団体の別

会費等の種類	会費等関係規定	会費等の種類ごとの総額	納入等をした者の総数及び個人又は法人その他の団体の別			備考
			総数	うち個人	うち法人その他の団体	
団体正会員	2017年6月24日施行会費規程	4,210,000円	13	0	13	
個人正会員	2017年6月24日施行会費規程	1,020,000円	99	99	0	
団体賛助会員	2017年6月24日施行会費規程	10,000,000円	76	0	76	
個人賛助会員	2017年6月24日施行会費規程	285,000円	78	78	0	
寄付金		20,000円	2	2	0	

(2) 会費等の種類ごとの納入等をした者の氏名又は名称及び当該会費等の金額並びに納入等の年月日

会費等の種類 : 団体正会員			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
消費者ネット関西	100,000円	2021年7月2日	
兵庫県生活協同組合連合会	800,000円	2021年7月2日	
全大阪消費者団体連絡会	100,000円	2021年7月5日	
京都府生活協同組合連合会	300,000円	2021年7月8日	
なにわの消費者団体連絡会	100,000円	2021年7月9日	
大阪府生活協同組合連合会	1,700,000円	2021年7月12日	
福井県生活協同組合連合会	200,000円	2021年7月12日	
奈良県生活協同組合連合会	300,000円	2021年7月16日	
和歌山県生活協同組合連合会	200,000円	2021年7月19日	
滋賀県生活協同組合連合会	300,000円	2021年7月30日	

事業年度中の合計額が5万円以下のもの	110,000円		
当該種類の合計	4,210,000円		
会費等の種類：個人正会員			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	1,020,000円		
当該種類の合計	1,020,000円		
会費等の種類：団体賛助会員			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金額	年月日	備考
大阪いずみ市民生活協同組合	2,400,000円	2021年5月20日	
株式会社川喜	100,000円	2021年7月2日	
せいきょう虹の会	100,000円	2021年7月6日	
住友生命保険相互会社	100,000円	2021年7月9日	
京都生活協同組合	300,000円	2021年7月12日	
近畿労働金庫	500,000円	2021年7月12日	
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	100,000円	2021年7月13日	
市民生活協同組合ならコープ	100,000円	2021年7月13日	
株式会社シーサット	100,000円	2021年7月16日	
ライスフレンド株式会社	100,000円	2021年7月16日	
生活協同組合コープこうべ	300,000円	2021年7月20日	
ナカバヤシ株式会社	100,000円	2021年7月20日	
大阪よどがわ市民生活協同組合	100,000円	2021年7月20日	
コープきんき虹の会	100,000円	2021年7月20日	
全国農業協同組合連合会	100,000円	2021年7月26日	
大阪ガスマーケティング株式会社	100,000円	2021年7月26日	
全労済関西統括本部	300,000円	2021年7月27日	
日本生命保険相互会社	100,000円	2020年7月27日	
味の素株式会社	100,000円	2021年7月30日	

伊藤忠食品株式会社	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
豊興サービス株式会社	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
全農パールライス株式会社	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
生活協同組合おおさかパルコープ	300,000 円	2021 年 7 月 30 日	
マルイ食品株式会社	150,000 円	2021 年 7 月 30 日	
生活協同組合コープしが	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
TAKAMI HOLDINGS 株式会社	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
福井県民生活協同組合	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
コロナ印刷株式会社	100,000 円	2021 年 7 月 30 日	
生活協同組合連合会コープきんき事業連合	100,000 円	2021 年 8 月 2 日	
日本生活協同組合連合会	200,000 円	2021 年 8 月 10 日	
日本コープ共済生活協同組合連合会	150,000 円	2021 年 8 月 10 日	
国分西日本株式会社	100,000 円	2021 年 8 月 12 日	
日本ハム株式会社	100,000 円	2021 年 8 月 20 日	
大阪いずみ市民生活協同組合	300,000 円	2021 年 8 月 20 日	
エネサーブ株式会社	100,000 円	2021 年 8 月 20 日	
わかやま市民生活協同組合	100,000 円	2021 年 8 月 20 日	
株式会社日清製粉グループ本社	100,000 円	2021 年 8 月 23 日	
株式会社関西共同印刷	100,000 円	2021 年 8 月 31 日	
雪印メグミルク株式会社	100,000 円	2021 年 8 月 31 日	
株式会社山星屋	100,000 円	2021 年 8 月 31 日	
大内山酪農農業協同組合	100,000 円	2021 年 8 月 31 日	
加藤産業株式会社	100,000 円	2021 年 8 月 31 日	
大学生協事業連合関西北陸地区	100,000 円	2021 年 8 月 31 日	
凸版印刷株式会社	100,000 円	2021 年 9 月 30 日	
株式会社 CWS	100,000 円	2022 年 2 月 8 日	
事業年度中の合計額が 5 万円以下のもの	1,600,000 円		
当該種類の合計	10,000,000 円		
会費等の種類：個人賛助会費			

納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金 額	年 月 日	
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	285,000 円		
当 該 種 類 の 合 計	285,000 円		
会 費 等 の 種 類 : 寄附金			
納入等をした者の氏名 (団体にあつてはその名称)	金 額	年 月 日	備 考
事業年度中の合計額が5万円以下のもの	20,000 円		
当 該 種 類 の 合 計	20,000 円		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 「会費等の種類」には、正会費、賛助会費、支援金等を記載すること。

3 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

4 「納入等をした者の氏名(団体にあつてはその名称)」には、その納入等をした会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円を超える者についてすべて記載すること。

5 「事業年度中の合計額が5万円以下のもの」については、会費等の金額の事業年度中の合計額が5万円以下のものについて、一括してその合計金額を記載すること。

3. 会費等について消費者契約法施行規則第 25 条第 2 項第 1 号イ（同条第 1 項第 1 号ロに係る部分に限る。）に掲げる事項  
該当事項はありません。

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「会費等関係規定」については、会費等について定めた定款、規約その他これらに類するものの規定について該当条文を記載すること。

3 「受け入れた寄付金の募集の方法」には、例えばシンポジウムの会場で募金箱を設置、クラウド・ファンディングの利用など、寄付金の募集の方法  
であって寄附した者の氏名を知ることができないものを記載する。

4. 借入金の借入先及び当該借入先ごとの金額(消費者契約法施行規則第 25 条第 2 項第 1 号イ（同条第 1 項第 1 号ニに係る部分に限  
る。）関係)

該当事項はありません。

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 借入金については、借入先及び当該借入先ごとの金額をすべて記載すること。

5. 被害回復関係業務による事業収入に関する事項（消費者契約法施行規則第 25 条第 2 項第 1 号ロ関係）

事業収入の種類		金 額
対象消費者からの収入		0 円
被害回復関係業務の相手方（事業者）からの収入		0 円
被害回復関係業務によるその他の収入		78,000 円

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

6. 被害回復関係業務以外の業務による事業収入に関する事項（消費者契約法施行規則第25条第2項第1号ハ関係）

事業の種類：他の消費者団体関係諸機関とのネットワーク事業 金額： 29,000 円			
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	消費生活リーダー会	17,000 円	会議室利用料
2	なにわの消費者団体連絡会	12,000 円	会議室利用料
事業の種類：各種消費者問題の調査・研究事業 金額： 220,000 円			
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	日本ハム株式会社	60,000 円	双方向コミュニケーション研究会参加費（3名分）
2	住友生命保険相互会社	40,000 円	双方向コミュニケーション研究会参加費（2名分）
3	大阪ガスマーケティング株式会社	40,000 円	双方向コミュニケーション研究会参加費（2名分）
4	株式会社湖池屋	20,000 円	双方向コミュニケーション研究会参加費（1名分）
5	株式会社日清製粉グループ本社	20,000 円	双方向コミュニケーション研究会参加費（1名分）
事業の種類：各種消費者問題に関する広報出版情報提供事業 金額： 204,000 円			
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	近畿労働金庫	200,000 円	「コモンズ消費者コーナー」監修料
2	消費者法ニュース発行会議	4,000 円	「消費者法ニュース」原稿料
事業の種類：各種消費者問題に関する各種啓発事業 金額： 5,000 円			
収入の生じる取引の上位5者			
順位	取引先	取引金額	取引内容等
1	関西消費者協会	5,000 円	パネル費・交通費補助

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 収入の生じる取引の上位5者について、事業の種類ごとに取引金額の最も多いものから順にすべて記載すること。

3 ただし、セミナーや学習会等において受講者から集めた参加費など多数の者から一律に同額の収入を生じた場合は、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、一人当たりの金額及び人数を記載したうえ、「取引先」の欄に「〇月〇日 △△△セミナー 参加者□□名」などとまとめて記載して差し支えない。

4 また、出版物を多数の者に対して販売して収入を得たような場合についても、「取引内容等」の欄に当該収入を生じた事由、単価及び販売数を記載したうえ、「取引先」の欄に「雑誌〇〇 □号 売上金」などとまとめて記載して差し支えない。

7. 支出に関する事項(消費者契約法施行規則第25条第2項第2号関係)

(1) 全ての支出について、その総額及び被害回復関係業務に関する支出、その他の業務による支出別の金額

支 出 総 額	13,418,217 円
うち被害回復関係業務に関する支出	2,174,160 円
うちその他業務による支出	11,244,057 円

(2) 被害回復関係業務に関する支出に関する事項

① 支出の種類及び当該種類ごとの金額

事案名：被害回復関係業務に係る事業	
支出の種類	金 額
対象消費者に対する支出	0 円
対象消費者に対する回収金の分配	0 円
対象消費者に対するその他の支出	0 円
その他の被害回復関係業務に関する支出	2,174,160 円

② 対象消費者に対する支出を除く支出に関する事項

支出金額の上位5者			
順位	支出の相手方	支 出 金 額	支 出 の 内 容 等
1	西塚直之	1,320,000 円	被害回復検討委員会担当弁護士報酬
2	五條 操	66,000 円	被害回復検討委員会報酬、交通費
3	大西洋至	66,000 円	被害回復検討委員会報酬、交通費
4	辻 由子	66,000 円	被害回復検討委員会報酬、交通費
5	加藤昌利	60,500 円	被害回復検討委員会報酬、交通費

(3) その他の業務に関する支出に関する事項

支出金額の上位5者			
順位	支出の相手方	支 出 金 額	支 出 の 内 容 等
1	椿本ビル株式会社	2,257,470 円	賃借料、共益費、電気代他



2	大塚商会	1,449,255 円	パソコン・システムの保守料金、消耗品等
3	日立キャピタル NBL 株式会社	1,323,426 円	コピー機リース代、サーバーリース代
4	忠政貴之	1,320,000 円	差止請求検討委員会担当弁護士報酬
5	コロナ印刷株式会社	1,157,388 円	印刷代

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 「支出の相手方」について、職員に対する給与の支払いの場合の当該職員は除く。